

市民税・県民税申告書

(上場株式等の配当所得・譲渡所得等に関する課税方式申出書)

平成 年度 (年相当分)

年 月 日

銚田市長 殿

納税義務者 住所

氏名

◎ 生年月日

電話番号

【 確定申告した(予定含む)上場株式等の所得 】

			住民税 (配当割額・株式等譲渡所得割額控除額)
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円

- ・この申告書の対象となる上場株式等の配当所得等及び譲渡所得とは、所得税 15.315%(復興特別所得税分含む)と住民税 5%の合計 20.315%の税率であらかじめ源泉徴収(特別徴収)されているものとなります。
(所得税 20.42%を源泉徴収されているものは対象ではありません。上場株式等の譲渡に係る所得については、源泉徴収口座の所得になります。)
- ・上記の表の住民税の額に記載誤りなどがあり、上場株式等の所得とは判断がつかない場合は、確定申告の内容で住民税を課税することがあります。

【 住民税について、選択する番号に○を付け、金額を記載してください 】

- 1 上記の確定申告した(予定含む)上場株式等の所得について、住民税では申告いたしません。
- 2 上記の確定申告した(予定含む)上場株式等の所得について、住民税では、下記の所得とします。

			住民税 (配当割額・株式等譲渡所得割額控除額)
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円

- ・ 申告不要制度(住民税では申告しない)を選択した場合、配当割及び譲渡割、配当控除の適用はありません。

※上場株式等に係る譲渡損失の金額(繰越控除額)を変更する場合は下記を記入してください。

本年分で上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く繰越控除額	円
本年分で分離課税配当所得等の金額から差し引く繰越控除額	円
翌年以降に繰り越される損失の金額	円

- ・この用紙は、該当年度の申告期限(3月15日)までに、提出してください。
※ただし、期限後であっても納税通知書が送達される日までに提出されたものは有効です。